

川崎市教育委員会規則第6号

川崎市総合教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市総合教育センター処務規則の一部を改正する規則

川崎市総合教育センター処務規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表カリキュラムセンターの項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表教育相談センターの項に次の1号を加える。

（5）共生教育に係る教育プログラムに関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。